

ハカセ

玉手ねこ

法史の玉手箱

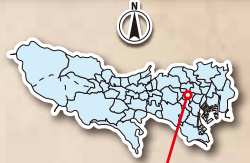
法務史料展示室だより

第37号

法務史料展示室は、現在法務省が所蔵する史料を閲覧に供し、わが国の法や司法制度への理解を広めていただく場です。展示室への興味をより強くもっていただけたらという気持ちをこめて、展示室だよりを発信しています。

猫と博士の史跡散歩

東京の街と歴史に詳しい玉手ねこが、法史学者のハカセと一緒に、東京の史跡を案内します。第6回目は、近世より市街地として栄えてきた新宿区の四谷・市谷界隈を歩きます。



① 四谷見附

江戸城警備のため見張り番を置いていた場所だよ。現在でも石垣の一部が残されているんだ。



ここには枡形という四角形の城門があって、敵が直進できない作りになっていたのじゃ。甲州街道の要衝として番兵を置いていたが、明治維新を迎えてもその名残りで麹町方向へまっすぐ進むことができなかった。大正2年(1913)ようやく架けられたのが四谷見附橋じゃ。

赤坂見附、市谷見附など、東京にはこのほかに見附と付く地名が残されていますね。

江戸城には俗に三十六見附あったといわれておる。しかし、実際にどのくらいあったかについては諸説あるようじゃ。



② 於岩稲荷田宮神社

舞台や映画などで上演されている「四谷怪談」の女性主人公お岩さんを祀っている神社ですよ。

「東海道四谷怪談」は江戸時代に鶴屋南北によって書かれた歌舞伎の脚本じゃが、文政8年(1825)に初演され、大変な人気を博したのじゃ。おどろおどろしい筋書と幽霊出現の大仕掛けなど、当時の庶民の気持ちをひきつけたようだな。ただ、実際のお岩さんは、りりしい武家の娘で、夫とともに懸命に働き、家を盛り立てた女性だったといわれておる。



③ 防衛省

ここはかつて大日本帝国の陸軍省があった場所だよ。事前申し込みで一部だけ一般向けに公開されているよ。

太平洋戦争後、日本の戦争指導者に対して行われた極東国際軍事裁判(東京裁判)の法廷は、当地にあった旧陸軍士官学校の大講堂を改装してつくられたのじゃ。この裁判では、被告人全員無罪の主張をしたインドのパール判事が有名じゃ。ちなみに、ナチス・ドイツに対してもニュルンベルクで国際軍事裁判がおこなわれておる。

④ 小泉八雲旧居跡

アイルランド人とギリシャ人との間に生まれた作家・小泉八雲(ラフカディオ・ハーン)の旧宅跡だよ。

ハーンは、松江・熊本・神戸を経て上京、帝国大学(東京大学)の英文学講師となっておる。松江で小泉節と結婚し、日本に帰化した。四谷怪談とは関係は無いが、彼の代表作「怪談」をはじめとする多くの作品は、当時海外にほとんど知られていなかった「日本」を世界で紹介したもので、文芸的価値とともにその存在意義は大きいのじゃ。

⑤ 東京監獄・市ヶ谷刑務所跡

昭和12年(1937)まで刑務所があった場所だよ。死刑の執行もおこなわれていて、慰霊碑が建てられているよ。

もともと八重洲の鍛冶橋にあった監獄を、東京駅建設のため明治36年(1903)に移転したものが東京監獄じゃ。後に市ヶ谷刑務所と改称されておる。

史料展示室には明治5年(1872)の監獄則並図式がありますね。建物はあんな感じだったのでしょうか。

費用の関係から全面的な実施は難しかったのじゃ。ちなみに、徳川幕府より続く伝馬町牢屋敷も、明治8年(1875)に市ヶ谷町に移転されておる。





「司法省指令録」から読みとく「伺・指令裁判体制」

法務図書館に所蔵される「司法省指令録」を通して、明治初期における裁判の仕組みや運用について説明します。

Q 「指令」って？

A 明治4年(1871)に司法省内に置かれた「当代随一の法律専門家 集団にしてわが国初のシンクタンクともいべき」明法寮は、各県や裁判所から寄せられた法の解釈適用に関する疑問に対して回答を行っていました。このような質問を「伺」、それに応じた回答を「指令」とよび、これらを通して中央政府による統一的な法の運用が図られたといわれます。

Q 「司法省指令録」はどのような役割を果たしたの？

A 当初、司法省に属する裁判所のみが指令に依拠した法の運用をすることが許され、地方官の管掌下にある府県の裁判機関は指令を参考にしてはならないとされていました。しかしながら、明治7年(1874)になると一定の事件については、指令に準拠して裁判を行うことが裁判所・各県を問わずに認められ、一種の先例のような性格が指令に認められたのです。このような流れのなかで、指令を一覧するためにまとめられたのが「司法省指令録」であり、法を運用するためのひとつの手引書のような役割を果たしていたと考えられます。

Q 実際にどのようなことが書かれているの？

A 法務図書館に所蔵される「司法省指令録」は、明治9年(1876)と同10年(1877)にまとめられたもので、その内容は「刑事部」と「民事部」に分けられています。刑事部では当時の現行法であった律系刑法典の新律綱領・改定律例などについての伺・指令、民事部では婚姻や養子、質入などに関するそれが掲載されています。もっとも、問題となっている事件を民事と刑事のいずれで取り扱うかということを探る伺もあり、法の分類が次第に形成されていく様子を読み取ることもできます。

Q 伺と指令はいつまで続いたの？

A 大審院が設置された明治8年(1875)に、それまで実質的に指令を発していた明法寮は廃止されるものの、司法省と大審院を含む各裁判所の間では、伺と指令が継続されたといわれます。「司法省指令録」に明治10年(1877)の日付けをもつ伺・指令が多く掲載されていることも、そのことを示しているといえましょう。伺と指令を用いた司法の運用は、江戸期にも行われていたことが明らかになっており、西洋をお手本とした裁判制度の構築が目指されていた明治初期に、その一方でこのような裁判運用の仕組みが存在したことは、わが国の法の歴史を考えるうえで興味深い事例であるといえるでしょう。

法諺あれこれ

泣く子と地頭には勝てぬ

これはいうまでもなく、頑はない子が泣いて駄々をこねれば親もお手上げとなるように、権力者が相手では庶人にはどうしようもない、との諦めの言葉です。日本の歴史に「地頭」という語が現れるのは平安末から鎌倉時代のことで、頼朝が全国に配置した武士の役職であり、警察や徴税のことなどを行いました。もとの領主と税を巡って対立することもしばしばで、貪欲な印象を持たれがちですが、ここで泣く子と比肩されるのは鎌倉の地頭ではなく、江戸時代の大名や旗本など、領主として知行地を持つ武士の俗称でした。こうした「地頭」については、「地頭に法なし」という諺も残っていますが、幕府から領内の民政全般を任せられた領主が、結果的に民百姓の生殺与奪の権を握っていたことを示しています。必ずしも横暴な領主ばかりとは限りませんが、庶民からは、地頭とはあやしても泣き止まぬ子同様、手に余る存在と見られていたのでしょう。これが現代の私たちが抱く「お上」のイメージに繋がっている、と考えることもできそうです。

暦のなかの法

明治9年(1876)3月12日
日曜日を休日に！

かつてのわが国では「^{いちろくび}一六日」、つまり一日、六日、十一日、十六日、二十一日、二十六日のように毎月一と六のつく日が休日とされていました。それが、現在のように曜日を基準とした生活スタイルへと変化したきっかけは、明治初期に行われた太陽暦の導入(この点については、本誌第33号をご参照ください)に加え、以下に掲げる明治9年(1876)3月12日の法令にあります。

従前一六日休暇ノ処来ル四月ヨリ日曜日ヲ以テ休暇ト被定候條此旨相達候事

但土曜日ハ正午十二時ヨリ休暇タルヘキ事

この法令によって同年4月から、官公庁は日曜日を休暇日に、土曜日を午前中のみの半日勤務とすることになりました。

現在の私たちが日曜日に「休日」というイメージを持っていることはもちろん、今は昔となってしまいましたが、かつて土曜日が「半ドン」と呼ばれ、お昼には学校や職場から帰宅できていたことの由来もまた、ここにあるわけです。